

葛飾ビラ配布弾圧事件のその後について

東京支部 弁護士 西田 穰

1 最高裁判決

平成21年11月30日、最高裁第二小法廷（今井功裁判長）は、荒川庸生氏が東京都葛飾区内の集合住宅のドアポストに共産党の都議会報告・区議団だよりなどを配布した行為につき、荒川氏に罰金5万円を科した東京高裁判決に追随し、弁護人らの上告を棄却する判決を出した。

2 結論先ありきの本判決

本件は、国家権力が個人の表現の自由を侵害しようとしたことが争いとなっている憲法裁判である。そして、荒川氏の行為を有罪と断ずるには、刑法130条前段の「正当な理由」の有無、「侵入」該当性を判断するにあたり、荒川氏のビラを配った目的・態様、ビラの内容等の事情を考慮した上で、精神的自由権の優越的性質に鑑み、必要最小限の制約として肯定されるか否かが検討されなければならない。しかし、本判決はこのような検討を一切行っていない。

刑事裁判は証拠裁判である。本判決において、住民の立入拒絶の意思表示の根拠となった2枚の貼り紙は、当時の理事長や従前の理事、15名の住民らの供述調書、過去の管理組合理事会・総会議事録、その他伝聞・再伝聞証言など本訴訟において顕出された証拠全部まで広げて検討しても（弁護人不同意証拠まで広げたとしても）、「いつ」、「誰が」貼りだしたのか不明である。ただ「貼られていた」だけである。しかも、この2つの貼り紙からは、どのようなビラを禁止しているのか、政治的・公共的ビラ等の投かん目的の立ち入りまで含めて禁止しているのか等、文言上明らかでない（実際、第1審の裁判体と高裁の裁判体において、この文言の評価が異なっている）。また、「葛飾区の公報に限って集合ポストへの投かんを認める」といった本件マンションの決まり事なるものについても、第1審公判廷で、当時の管理人が、「いつ」、「誰」が定めたのか知らないが、そのように伝え聞いた、と証言したことが唯一の証拠である。一体、何を根拠に「本件マンションの立ち入り禁止の意思決定」を認定したのであろうか。

まさに結論先ありき、の判決としか言いようがない。

3 本判決が残したもの

本判決に先立つ昨年10月、自由権規約委員会は、本件を含む一連の弾圧事件を名指しして、逮捕・起訴に至ったことにつき、行政の「捜査機関」と司法の「裁判官」を同列に並べて、是正すべきと勧告した。また、日本弁護

士連合会は、今年11月6日に行われた人権擁護大会において、同様に本件に言及して表現の自由の危機であることを提言した。そして、本件原判決の時と同様、本判決後マスメディアは一斉に本判決に批判的な報道を行った。

国民からも国際社会からも理解が得られない判決、それが本判決である。

本判決後、最高裁HPでは、本判決を「玄関ホールの奥にあるドアを開けて7階から3階までの廊下等」に立ち入った事例として紹介している。実行行為の着手は、本件マンションに立ち入った時点とした上で、どこまで立ち入ったかによって、可罰的違法性、法益侵害の程度を判断し、違法性なしを導ける余地を残したつもりなのかもしれない。しかし、そうだとするなら、国際社会から人権劣等国としての誹りを受け、また、表現の自由に対する萎縮効果を与えてまで、本判決のような稚拙で中身のない判決を出す意図は何だったのであろうか。

今、本判決の萎縮効果により、各地でビラを配れないという声が多々上がっている。他方で、本判決はマンション管理会社の増長を生み出し、恣意的に一部のビラ配布だけを容認したり、配布行為に対し罰金制度を告知したりする集合住宅もあるとのことである。

本判決のもたらしたものの、それは日常的に行われていた行為、そして憲法で保障される行為を、明確な理由付けもしないで処罰したことによる混乱だけである。我々は誤った最高裁の判断に拘束されず、引き続きビラ配りが憲法で保障される行為であり、ビラ配布目的の立入は犯罪ではないということを今まで以上に強く訴え続けなければならない。

以 上